

【諮問事項】

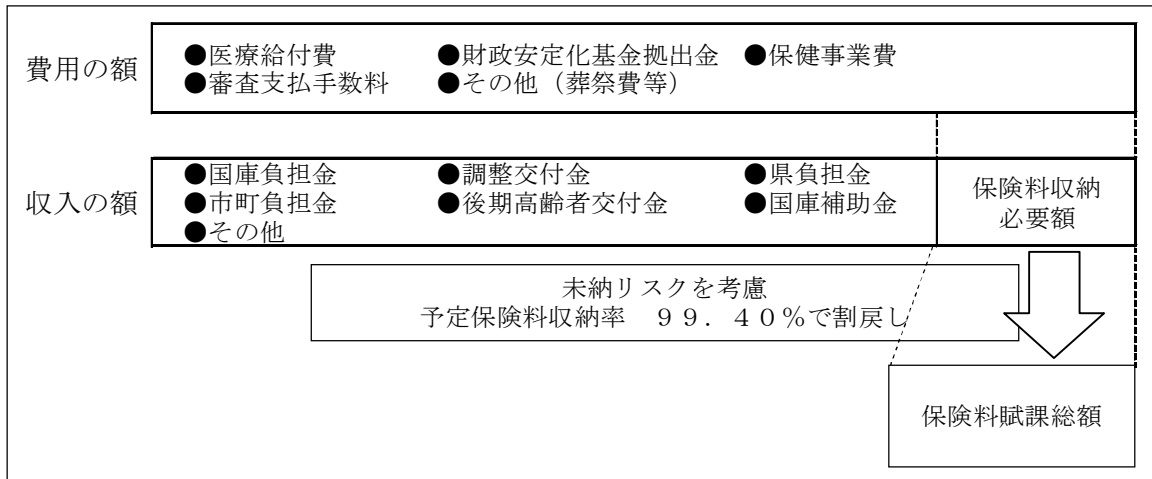
平成26年1月15日 第2回
広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会

平成26年度及び平成27年度の後期高齢者医療保険料率の設定について

1 保険料率の算出方法

平成25年度までの実績に基づき、平成26・27年度の高齢者医療に係る収支を推計し、保険料賦課総額を算出する。

保険料賦課総額から、保険料の構成比に基づき、保険料率を算出する。



$$\begin{aligned}
 & \text{保険料賦課総額} \times 50\% \div \text{被保険者数} = \text{均等割額} \\
 & \text{保険料賦課総額} \times 50\% \div \text{被保険者の所得の総額} = \text{所得割率}
 \end{aligned}$$

構成比

$$\text{均等割総額} : \text{所得割総額} = 1 : \text{所得係数 (広島県 1.0118)}$$

2 保険料率算出の基礎数値等

(1) 被保険者数

国の示す伸び率をもとに、被保険者数を算出する。

区 分	対前年度伸び率	被保険者数
平成26年度	2.7%	377,447人
平成27年度	2.9%	388,393人
計		765,840人

(2) 医療給付費

国の示す伸び率をもとに、各年度の医療給付費を算出する。

区 分	1人当たり医療給付費	対前年度伸び率	医療給付費(年間総額)
平成26年度	999,528円	1.6%	377,268,845千円
平成27年度	1,019,019円	1.95%	395,779,846千円
計			773,048,691千円

- (3) 予定保険料収納率…99.40%
平成24年度実績とする。
- (4) 後期高齢者負担率…10.73%
国が示す率とする。(10.51%⇒10.73%)
- (5) 賦課限度額…57万円
国の制度改正に伴い変更する。(55万円⇒57万円)

(6) 均等割軽減の拡充

国の制度改正に伴い次のとおり拡充する。

ア 2割軽減について

軽減対象の所得基準額を引き上げる。

【現行】33万円+35万円×被保険者数

【改正後】33万円+45万円×被保険者数

イ 5割軽減について

2人以上の世帯を対象としていたものを単身世帯についても拡大するとともに軽減対象の所得基準額を引き上げる。

【現行】33万円+24.5万円×被保険者数(世帯主である被保険者を除く)

【改正後】33万円+24.5万円×被保険者数(世帯主である被保険者を含む)

3 保険料率の算出

(1) 保険料賦課総額

平成26・27年度、2年間の保険料賦課総額は、約720億円となる。

(単位：円)

区 分		平成24・25年度 〔現行保険料率〕 算定時の数値	平成26・27年度
費用の額	医療給付費	742,907,991,566	773,048,691,483
	財政安定化基金拠出金	668,617,192	340,141,424
	特別高額医療費共同事業拠出金	0	168,421,050
	保健事業費(健康診査等)	565,763,578	658,177,000
	審査支払手数料	1,617,485,000	1,484,794,000
	その他(葬祭費)	1,348,800,000	1,380,840,000
	合計…①	747,108,657,336	777,081,064,957
収入の額	国庫負担金	178,922,933,005	185,706,795,984
	調整交付金	68,221,102,000	70,752,760,000
	県負担金	61,185,215,048	63,726,027,376
	市町負担金	58,868,858,978	60,990,384,304
	後期高齢者交付金	311,615,207,782	324,158,261,059
	特別高額医療費共同事業交付金	0	114,853,823
	国庫補助金	84,426,000	95,054,000
	剰余金	580,000,000	
	財政安定化基金	3,372,780,000	
	合計…②	682,850,522,813	705,544,136,546
保険料収納必要額…③=①-②		64,258,134,523	71,536,928,411
予定保険料収納率(%)…④		99.35	99.40
保険料賦課総額(③÷④) [伸び率]		64,678,545,066 —	71,968,740,856 [11.27%]

(2) 保険料率

平成26・27年度の保険料賦課総額をもとに、保険料率を算出する。

区 分	現行 保険料率	平成26・27年度 保険料率
均等割額	43,735円	46,987円 (+3,252円)
所得割率	8.35%	9.10% (+0.75ポイント)
軽減後 1人当たり保険料額	67,709円	71,278円 [+5.27%]

4 保険料の増加抑制

(1) 剰余金の活用

平成25年度（決算見込）までの剰余金26億円を活用し、保険料の増加抑制を図る。

(2) 財政安定化基金の活用

平成25年度（決算見込）までの積立額30億円のうち19億円を活用し、保険料の増加抑制を図る。

なお、平成27年度末の基金残高は約21億円の見込である。

【保険料増加抑制による賦課総額の比較】

区 分	剰余金・基金活用前	剰余金・基金活用後
費用の額（合計）…①	777,081,064,957円	
収入の額（合計）…②	705,544,136,546円	710,044,136,546円
うち広域連合剰余金活用額	—	2,600,000,000円
うち財政安定化基金活用額	—	1,900,000,000円
保険料収納必要額…③=①-②	71,536,928,411円	67,036,928,411円
予定保険料収納率（%）…④	99.40%	
保険料賦課総額（③÷④）	71,968,740,856円	67,441,577,878円

財政安定化基金

- 国、都道府県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、都道府県に設置
- 給付費増や保険料未納による広域連合の財政不足に対し、交付又は貸付を行う。
- 保険料率の増加の抑制を図るために基金を充てることができる。

(3) 剰余金・財政安定化基金活用後の保険料率

区 分	現行保険料率	平成26・27年度 保険料率	
		活用前	活用後
均等割額	43,735円	46,987円 (+3,252円)	44,032円 (+297円)
所得割率	8.35%	9.10% (+0.75ポイント)	8.43% (+0.08ポイント)
軽減後 1人 当たり 保険 料 た り 額	67,709円	72,344円 (+4,635円) [+6.85%]	67,810円 (+101円) [+0.15%]
		71,278円 (+3,569円) [+5.27%]	66,811円 (-898円) [-1.32%]

5 医療費の地域格差の特例（経過措置）について

この特例は、制度施行前3年間（平成15年度～17年度）の1人当たり老人医療給付費が、広域連合の平均に対し、20%以上低く乖離している市町村の保険料を軽減するための経過措置として、高齢者の医療の確保に関する法律の附則により、制度施行から平成25年度までの最長6年の範囲内で、低く設定することができるものである。

当広域連合では制度施行当初から、神石高原町（平成15年度～17年度の平均乖離率：20.25%）を対象としているが、6年が経過する平成25年度末をもって、適用期間は終了する。

保険料率の推移

区 分	H20・21		H22・23		H24・25	
	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率
神石高原町	36,372円	6.42%	38,971円	7.03%	42,262円	8.07%
均一保険料	40,467円	7.14%	41,791円	7.53%	43,735円	8.35%
減額率	-10.12% (20.25%×3/6)		-6.75% (20.25%×2/6)		-3.37% (20.25%×1/6)	

6 平成26年度及び平成27年度の保険料率等の案

(1) 保険料率

平成26年度及び平成27年度保険料率を次のとおり定める。

区 分	均一保険料率
均等割額	44,032円
所得割率	8.43%

(2) 賦課限度額

保険料の賦課限度額を55万円から57万円に改める。

(3) 均等割軽減の拡充

国の制度改正に合わせ次のとおり拡充する。

ア 2割軽減について

軽減対象の所得基準額を引き上げる。

イ 5割軽減について

2人以上の世帯を対象としていたものを単身世帯についても拡大するとともに軽減対象の所得基準額を引き上げる。

7 今後の対応

今後は、本件に対する運営審議会からの答申の後、平成26年2月開催予定の広域連合議会で議決が得られるよう対応する。

【参考1】新保険料率による保険料額算出事例

算出条件 (公的年金収入のみの単身世帯)	均等割額	所得割額	年間保険料額
収入50万円(所得0円)の場合 均等割⇒9割軽減 所得割⇒賦課なし	4,403円	0円	4,403円
収入100万円(所得0万円)の場合 均等割⇒8.5割軽減 所得割⇒賦課なし	6,604円	0円	6,604円
収入150万円(所得30万円)の場合 均等割⇒8.5割軽減 所得割⇒賦課なし	6,604円	0円	6,604円
収入200万円(所得80万円)の場合 均等割⇒2割軽減 所得割⇒5割軽減	35,225円	19,810円	55,035円
収入250万円(所得130万円)の場合 均等割⇒軽減なし 所得割⇒軽減なし	44,032円	81,771円	125,803円
収入300万円(所得180万円)の場合 均等割⇒軽減なし 所得割⇒軽減なし	44,032円	123,921円	167,953円

【参考2】賦課限度額引き上げによる影響(見込み)

年度	賦課限度額	均等割額	所得割率	賦課限度額に達する所得額
平成26年度	57万円の場合	44,032円	8.43%	6,569,241円
	55万円の場合		8.48%	6,296,604円
(参考)平成25年度 確定賦課	55万円	43,735円	8.35%	6,393,054円

【参考3】

後期高齢者医療制度の保険料軽減対象の拡大(均等割)

○ 後期高齢者に対する保険料軽減の対象を拡大する。(世帯の所得で判定)※【】内は夫婦世帯、妻の年金収入80万円以下の夫の例

① 2割軽減の拡大…軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額33万円+35万円×被保険者数【年金収入 238万円以下】

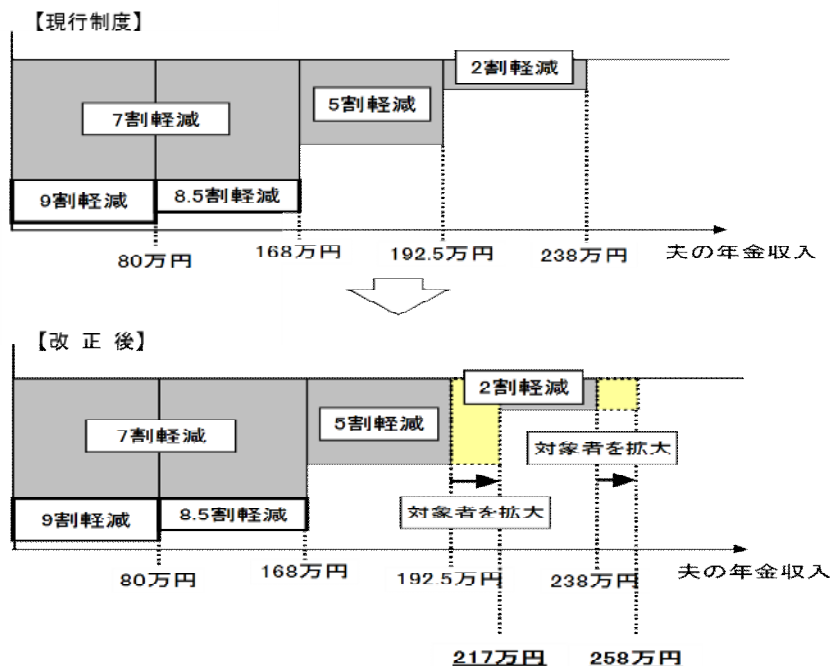
(改正後) 基準額33万円+45万円×被保険者数【年金収入 258万円以下】

② 5割軽減の拡大…現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円+24.5万円×(被保険者数-世帯主)【年金収入 192.5万円以下】

(改正後) 基準額 33万円+24.5万円×被保険者数【年金収入 217万円以下】

夫婦世帯における夫の年金収入の例(妻の年金収入80万円以下の場合)



※本枠は予算措置による保険料軽減特例措置(均等割9割・8.5割軽減)

※2割軽減については、基準額を238万円以下から258万円以下に引き上げる(年金収入)

(単身の場合は、203万円以下から213万円以下に引き上げる(年金収入))

※5割軽減については、基準額を192.5万円以下から217万円以下に引き上げる(年金収入)

(単身の場合は、該当なしが192.5万円以下まで対象になる(年金収入))